



家屋の取り壊し、新增築したら 届け出を

税務課 固定資産税係 ☎(232)4911

家屋を取り壊したら届け出を

固定資産税は毎年1月1日現在の状況で課税されます。

住宅や倉庫など家屋の一部または全部を取り壊したときは、法務局への滅失登記または税務課への滅失届の届出が必要です。特に令和2年中の取り壊しは、手続きをしない場合、翌年度も引き続き課税される場合がありますので、早めの手続きを

お願いします。

未登記で家屋を新增築したら 届け出を

家屋を未登記で新築・増築したり、売買などにより所有者変更をした場合は、税務課への届け出をお願いします。

建築確認手続きが不要な10㎡未満の増築も課税対象ですので、届け出が必要です。



償却資産の申告は2月1日まで

税務課 固定資産税係 ☎(232)4911

町内で事業を営む個人および法人がその事業の用に供している償却資産(土地、家屋以外の資産は固定資産税の課税対象です)。

1月1日現在で、町内に所有する償却資産について申告書の提出をお願いします。

- 償却資産の例
- ①不動産経営

駐車場舗装、外構工事、植栽、外灯、駐輪場など

- ②農業

ビニールハウス、ロータリー、管理機、保冷庫など

- ③その他

パソコンなど電子機器、事業用機材、看板、太陽光発電設備など

申告期限 2月1日(月)



町の防災避難拠点施設 防災公園(総合体育館)を整備します

施設整備課 総合体育館準備係 ☎(232)6500

熊本地震や近年の災害を踏まえ、災害に強いまちづくりを目指し、菊陽杉並木公園を災害時の避難拠点となる防災公園として拡張整備します。

菊陽杉並木公園の区域を拡張

菊陽杉並木公園を拡張します。拡張する面積は約3.9ha、拡張場所は菊陽町総合交流ターミナルさんふれあの西側に隣接する区域で、新たに総合体育館やテニスコート、多目的広場などの施設を整備します。

災害時には町内全域を対象とする避難場所として活用する計画であり、現在建設中の防災センター(災害対策本部機能)と、光の森防災広場(物資の受入配送拠点)とともに防災の3本の柱として、町の防災力を強化します。

本年度、その公園拡張区域の造成工事に着手しました。

総合体育館を建設

拡張する区域には、町内最大の指定避難所となる総合体育館を建設します。メインアリーナ、サブアリーナに加え、トレーニングジム、スタジオや多目的室などの施設を備えた



総合体育館完成イメージ図

総合体育館で、令和3年度に建築工事に着手し、令和5年度中の完成を目指します。工事期間中はご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

災害時石油類燃料供給協定を締結

町は、(株)イデックスリテール熊本(大津町)と11月24日、災害時石油類燃料供給協定を締結しました。これは、大規模災害時に必要な場合、石油類燃料を優先供給していただくものです。

同社の後藤社長が「災害・緊急時エネルギー供給の最後の砦としての使命感をもって取り組みます」、後藤町長は「町が目指す、災害に強い『人・緑 未来輝く生活都市 きくよう』の実現に向け、大きなご支援をいただいた」と話しました。



災害時に石油類燃料の輸送と供給を行うタンクローリー



左：イデックスリテール後藤社長 右：後藤町長

町の将来像などを審議

総合計画策定審議会第3回会議を開催

総合計画策定審議会第3回会議を11月19日に菊陽町役場で開催しました。

今回の会議では、第6期菊陽町総合計画の将来像や施策の体系などについて審議が行われました。

将来像では、町が長年目標としてきた、生活と雇用が緑の中で共存する「生活都市」について、現在の地方創生や、持続可能な社会を目指す国連のSDGsにも通じるものであり、第6期も継承し、強化していくことなどが確認されました。

次の審議会は1月下旬に開催される予定です。



問い合わせ

総合政策課 企画政策係 ☎(232)2112

中小企業者などを対象に

令和3年度固定資産税軽減の申請を受け付けます

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小企業者など(個人事業主も含む)の税負担を軽減するため、令和3年度分課税に限り、事業用家屋、償却資産に係る固定資産税を軽減します。

詳しくは町ホームページや中小企業庁ホームページでご確認ください。

■対象者

町内に事業用家屋または償却資産を所有している中小企業者などで令和2年2月～10月の任意の連続する3カ月間の事業収入の合計が前年の同期間と比べて30%以上減少している法人または個人

■対象資産 事業用家屋および設備などの償却資産

■軽減率

- ①対前年比減少率が50%以上：全額
- ②対前年比減少率が30%以上50%未満：2分の1の軽減

■提出書類

- ①軽減申告書(原本)
- ②認定経営革新等支援機関などに提出した書類一式(コピー可)

- ③令和3年度償却資産申告書一式

※①と②に関しては、認定経営革新等支援機関などへの申請が必要になります。

